



「お内裏様とお雛様」

いつまでも安心して住み続けられる地域を

- ・「府民福祉の増進」をめざす「新しい府政を！」
園部建史 2
- ・府民のためにボトムアップの京都府庁が必要
佐藤良弘 4
- ・南部自治体学校
「憲法の理念と住民の暮らしを守る自治体の役割」
川俣勝義 6
- ・連載(5) アーカイブ写真を語る
「撤去された憲法垂れ幕 40年」 池田豊 7
- ・交流の広場 8
- ・京からふるさと再生(66)
環境破壊を許さない京都府政を 橋本洋一 9
- ・私の本棚 上野広光 10
- ・続カメラ探訪 2 内野 憲 11
- ・事務局通信 12



(社)京都自治体問題研究所

TEL: 075-241-0781

FAX: 075-708-7042

Email: kyoto@kyoto-jichiken.jp

HP: <http://www.kyoto-jichiken.jp/>

発行人 大田直史

(「住民と自治」 3月号付録)

「府民福祉の増進」をめざす「新しい府政を！」

京都民主医療機関連合会 園部建史

安倍政権は、昨年12月に「年間45万円」の国民負担増につながる「社会保障大改悪案」を示しました。その内容は、医療・介護や生活保護、子育てなど、子どもから高齢者まで広範囲にわたる「負担増」「給付削減」が盛り込まれており、まさに全ての世代を直撃する社会保障改悪となっています。

相次ぐ社会保障の改悪と負担増で悲鳴があがる中、「住民福祉の増進」で役割を果たさなければいけない京都府が、国の社会保障改悪にどう立ち向かうのかが問われています。

今年4月から、国民健康保険の都道府県単位化が実施されます。最大の問題は、高すぎる保険料の引き下げです。例えば京都市では、ひとり親世帯で年収が200万円の場合、国保料は208,356円、実に保険料だけで収入の1割を超えています。このため、すでに滞納世帯は府内で42,251世帯にも上っています。介護離職した方で、生活費や介護費用に貯えを切り崩し預金は残り数千円、自身の治療が必要となった時に、国保料滞納で保険証をとりあげられていて受診が遅れた。滞納額は15万円ほどと介護離職者に払える額ではなかった。という事例が示すように、保険料が高くて払えず受診抑制へと繋がるなど、医療を受ける権利が侵害されています。「払える保険料にしてほしい」は、府民共通の声となっています。その上、都道府県化を契機に、「保険料引き上げざるを得ない」と表明している市町村もありましたが、京都社保協がとりくんできた国保キャラバンや自治体キャラバン、府内でとりくまれたみんなのいの

ち守る署名運動を通して、京都府では国の激変緩和措置投入後の試算では、京都府内すべての市町村で1人当たりの国保納付金額が減額される内容を示しました。他府県では、保険料の大きな引き上げを示したところもあるなかで、京都府において激変緩和措置を適用した試算といえども減額を示させたことは、この間、取り組んできた住民の願いに応える運動の成果だと考えられます。しかし激変緩和措置が活用できるのは2023年度頃までで、終了後は複数の市町村で保険料が上がるのが懸念され、これを許すならば府民が国民健康保険から排除される事態すら起こりえます。国保の都道府県単位化が始まるもとで、今年の知事選挙では「高すぎる国保料」は大きな争点の一つになります。今こそ、京都府が率先して保険料引き下げに踏み出すことが求められます。

また、2015年度から1割負担を2割負担等へ改悪した老人医療助成制度（マル老）は、年々対象者が減り、今年度末で5,000人が制度から排除されました。その結果、低所得の高齢者医療費負担が深刻な状況になっています。「老人医療費助成制度が改悪されていなければ安心して治療に専念できるのに」と、負担増によって受診や必要な検査を控える高齢者が増えています。

さらに、親の貧困が子どもの健康とくらしに格差を生んでいることも看過できない状況です。京都府の子育て支援医療助成制度は、通院で3歳以上は月3,000円の負担、高校生になると大人と同じ負担割合と、周辺自治体の助成実態からみ

れば遅れています。子ども医療費無料制度を国と自治体に求める京都ネットワークが京都市内を中心にとりくんだ「子どもの健康とくらし」に関わる調査では、子どもの医療費や薬代の経済的負担について49%が「ある」と回答。未受診・治療中断の経験も18%が「ある」とし、理由は「時間がない」65%、「仕事が休めない」46%、「お金がない」23%と、必要な受診まで我慢する憂慮すべき事態が進行しています。今こそ、京都府内における子育て支援医療助成制度の拡充が求められます。

北部では医師不足が深刻化しています。脳梗塞が疑われる人が、救急車の中で1時間待たされた挙句に、幸いにも意識を取り戻したという話がありました。急性期医療体制の充実、医師確保をどうすすめていくのかが問われています。

介護をめぐるのは、介護に関する不幸な事故・事件はあとを絶ちません。介護で悩み苦しんでいる方々も多数おられます。2017年4月から新しい総合事業が始まりましたが、高齢者や関係者の間で制度が変わったことにより混乱が広がるなか、国は要支援者だけでなく、要介護1、2の方も介護保険の対象から外そうと考えています。また、介護保険料がほぼ毎回引き上げられるのと合わせて、2018年度からは利用料が2割から3割に引き上がります。これでは、高い介護保険料を払っていてもますます利用しにくくなります。一方でお金のある人は、市場化されたサービスを利用しなさいと、介護を受ける権利にも格差が持ち込まれています。介護事業所の実態も介護報酬の連続引き下げで、施設の維持ができなくなる事業者が増えて深刻な状況が広がっています。そして、介護職員は、その働きに見合う社会的評価や処遇が低い状況が続き、

担い手となる介護職員が不足し「よい介護がしたい」という思いが叶えられずジレンマを抱えています。このままでは、介護を必要とする人を守ることはできません。

このように、子どもから高齢者まで、病気が悪化してから医療機関へ担ぎ込まれる。病気の発見が遅れ、いのちを落とすというケースも少なくなく、公的保険があっても高すぎる保険料・自己負担のために、必要なサービスが受けられず、大切ないのちや健康を脅かすという矛盾が生じています。

府民の間に、経済的格差による「いのち・健康の格差」が広がる中で、京都府は不要不急の大規模開発へは、府民から集めた税金を惜しげもなくつぎ込もうとしています。その際たるものが、亀岡市に建設予定のサッカースタジアムで150億円もの費用がかかるとのことです。一方、国民健康保険料の「一世帯年間一万円の引き下げ」にかかる費用は年間40億円程度があれば実現できます。「大規模開発」と「府民のいのち・健康」のどちらが大切なのが知事選挙で問われます。

最後に、京都府は今年3月末にむけて、地域医療構想（京都府地域包括ケア構想）を策定し、京都府保健医療計画と、高齢者健康福祉計画（介護保険事業支援計画）を見直します。国の医療・介護政策の押しつけでなく、京都府の社会保障を守る施策を具体化させていくことが求められています。そのためにも、府民の暮らしの叫びによりそい「府民福祉の増進」をめざす「新しい府政」をつくる大運動が求められています。



府民のためにボトムアップの京都府庁が必要

京都府職員労働組合 佐藤 良弘

まず、京都府庁、特に本庁で働く職員の偽らざる思いを紹介します。

◆「上にもものが言えない組織」から「風通しの良い組織」に

「仕事のやり方として、上にもものが言えない組織になってきていると感じる。特に知事が言うことは絶対で、府民よりも知事の顔色を見て仕事をすることが当たり前になってきている事に怖さを感じる。典型的なのは亀岡スタジアムで、多く的人是なぜ今亀岡に百何十億もかけて作らないといけないのかと思っていると思うが、それを見直すことができる柔軟さが今の組織にはない。トップダウンにはトップダウンの良さがあると思うが、トップの指示を何も考えずにこなすだけの組織になってはおしまいだと思う。複雑化、多様化してきている行政課題に立ち向かえるようボトムアップの意見を言えるような風通しの良い組織となつてほしい」。

◆人員増と業務のスクラップアンドビルドを

「現在5人の係だが、あと3人必要。日々のルーティンをこなすのもやつの体制のところへ、緊急に対応しなければならない懸案課題が別々にのしかかっている。とてもまともに物を考えられる状態ではない」「副課長＋4名の係、4月に1名が退職し、1名が5月から病休で不在です。現在2名の係員で仕事を行っています。年度末～初の仕事量に耐えら

れるか不安」「現在8人の課。あと2人必要。文化・スポーツ行政は近年の気運の高まりにより、業務量が増大しており人員が不足している」「業務量の増大分をどこかで削減するバランス感覚が全くない。政策的な内容かも知れないが、現場の職員はあきらかにオーバーワーク。ひどい。論議する場もない。今年は特にひどい」「このままでは、本庁に来てくれる人がいなくなるかもしれない。来てもすぐにメンタルになる、とか」「イベントばかりする部局に人員増とするのは行政として見直しをする必要あり。本来の行政方向と違う」「職員を増やし、業務をスリム化しなければならないと思う。予算要求や議会对応のための資料作成などは最たるものではないかと思う」。

◆仕事の進め方の見直しを

「今、現にある業務をまともに行える体制になっていないにもかかわらず、毎年制度や仕組みを手間のかかるものにして仕事を増やしているのが、今の京都府だと思う」「部長から月間残業時間60時間で厳命されているらしく、60時間に近い数字になると急に仕事を分担するが、そもそも前年度の実績を見ていれば事前に分かるはず。繁忙期の残業が凄まじすぎる。事前に手を打つべき」「働き方改革で主管課の負担増えてます！時間外縮減を部局マネジメントの名目だけで部局に押し付けるのはやめてください。事務量総体、総量を減らす議論がなされてい

ない。財政、行革課など、明日中の締切が多すぎます。それが超勤の原因になっている」「6月補正、議会对応、政府要望とムダになった書類、時間がどれだけあるか」。

◆まともに仕事のできる執務環境を

「クーラーの効きが悪い。昨年は来庁者に「府庁はクーラーつけていないのか」と言われた」「冷房の28℃設定、時間内にしか稼働しないのを改善してほしい。繁忙期が夏で長時間残業をせざるを得ないのに暑さで非効率、つらい。1号館の西側の上の階は地獄のような暑さなのに時間中でも冷房がつかないことがあるが、涼しい場所を基準に考えているのではないか」「2号館、旧館のトイレをどうにかしてほしい。個数も少なく、冬は寒い、夏は暑いので、トイレで気分が悪くなる。来庁者にも使ってもらうのが申し訳なくなる」「寒いです。暖房のはずが冷風がきます。暖房代がもったいない」

「執務室が30度を連日超えている。手元のデジタル温度計」「昼間の室温は30度を超えている。あせもで病院に行き薬を飲む毎日」「冷房が入って戸を閉めるよう指示されたが、温度はさほど下がらず空気がこもってかえって気分が悪くなった」「8:00～8:30、17:15～19:00ぐらいの暑さは異常。このままでよいと思っている理由を明確にご説明願いたい」

「空調（冷暖房）が効かない職場で働くのは苦痛。当然の福利厚生だと思うが、なぜ5年以上も改善されないのか？（特に暖房！！）ペットの犬猫でももう少し大切にされているはず」。

以上は、府職労が40数か月間にわたり連続して取り組んでいる超勤実態調査に寄せられた職員アンケートのごく一部です。

京都府庁、特に本庁の職場で働く職員は、16年間に及ぶ今の知事によるトップダウンの仕事の進め方、執務室の空調を「夏季28℃・冬季19℃設定」とすべしとの「鶴の一声」などで、大きな閉塞感を抱えて仕事をしてきました。そしてその閉塞感は毎年の仕事始めにおける知事の府庁2号館前での年頭あいさつが、「職員は、もっとがんばれ」「もっともっとがんばれ」と、年々、その「圧迫」度合いをエスカレートさせる中で、強まり、いつしか「上にもものが言えない職場」となっていたのかもしれません。

昨年12月6日に今の知事が次期選挙に立候補しないことを表明したとき、いい、どれだけの職員が気持ちが晴れやかになったか分かりません。

たとえ財政状況が厳しい中でも、たとえ国の制度の制約がある中でも、精一杯、府民のためになる仕事をしたい。そのためには「ボトムアップの意見を言えるような風通しの良い組織」こそが必要。それが府庁に働く職員の総意です。



2/25(日)開催 南部自治体学校

「憲法の理念と住民の暮らしを守る自治体の役割」

南部自治体学校実行委員会事務局(京都自治労連) 川俣 勝義

南部自治体学校は、北部自治体学校（前週）に続き、2月25日（日）14時～17時、JR宇治駅前市民交流プラザ「ゆめりあ うじ」で開催します。当日午前中は、宇治川マラソンが開催され交通が混雑することが予想されるため、少し遅めの開催時間としました。

今国会中にも改憲発議が狙われる緊迫した情勢のもとで、今回は、北部・南部とも「憲法と地方自治」を共通テーマに設定しました。南部では、その歴史的価値を学ぶこととあわせ、憲法を生かした自治体づくりをすすめるための実践的な課題や対策などについても、ともに学び考え交流し合える内容にしたいと実行委員会で協議し準備してきました。

講師には、近代日本社会運動史研究の専門家である本庄豊先生（立命館宇治中・高教諭、立命館大学兼任講師、宇城久地区労議長）をお招きし、「日本国憲法と地方自治～明治150年キャンペーンの中で考える」のテーマでお話いただきます。今、「明治の精神に学べ」とばかりに「官・民」あげて盛んにキャンペーンが行われ、自治体においても関連事業などが企画・実施されているもとで、科学的な歴史認識も踏まえた日本国憲法と地方自治の歴史的価値について学びあいたいと思います。

報告①では、憲法を生かした自治体づくりの実践例として、京都府政を取り上げます。自治体の職場では今、「政治的中立」を理由に憲法を語ることさえ押さえ込む動きが広がり、住民の自主的な取り組みにまでその影響が広がっています。蜷川知事時

代に、「ポケット憲法」の発行や、「憲法を暮らしの中に生かそう」のスローガンづくりにも広報課職員として深く関わった梶田富一氏から、「日本中に輝いた憲法行政～京都府における憲法普及活動」のテーマで、憲法尊重擁護義務を負う自治体職員としてすべての行政に憲法の手を貫くこと、府民の自治を育て共同すること、職場の団結の大切さなど、現代にも通じる教訓についてお話いただきます。

報告②では、格差と貧困が広がり生存権そのものが脅かされている現状のもとで、憲法と社会保障の問題について取り上げます。一口に社会保障と言っても間口が広いのですが、今回は子どもの貧困対策を切り口にして、「子どもの貧困～自治体をどう動かすか」のテーマで、児童福祉行政や学校現場にも深く関わってきた社会福祉士・スクールソーシャルワーカーの仙田富久氏から、子どもの貧困の現状と課題についてお話いただくとともに、憲法と子どもの権利条約を指針に、自治体に何ができるか、何をなすべきかなど、ともに考え実践するための素材提供なども行っていただく予定です。

日本国憲法が最大の危機を迎えている今だからこそ、歴史に学び憲法と地方自治を守り生かすことや、誰もが平和のうちに安心して豊かに暮らすことのできる社会・地域をつくっていくために自治体が果たすべき役割などについて学び考えあえる場となるよう、研究所会員の皆さまのご参加をお待ちしています。

京都府庁に掲げられた「憲法を暮らしの中に生かそう 京都府」の垂れ幕が京都府庁正面から引き下ろされてから今年の4月16日で40年が経過します。

京都府知事選挙で杉村敏正氏を破った林田知事は、就任初日の1978年4月16日、日曜日に憲法垂れ幕や掲示板を「今日中に撤去するように」と指示をだし、午前10時10分、1969年11月から掲げられた「憲法を暮らしの中に生かそう 京都府」の大垂れ幕が降ろされることとなりました。

同時に、府内にある京都府の事業所等に掲げられていた約100本の憲法垂れ幕もすべて撤去されました。



憲法垂れ幕が降ろされた日 1978年4月16日

翌日の4月17日（月）が初登庁。府庁の幹部職員約70名を集めた登庁式では「知事に府公務員が協力するのは当然の責務だ。協力できない者はその資格がない。協力す

るかどうかが、まず覚悟を決められたい。もしできないなら、私あてに申し出てもらいたい」と訓示しました。

翌18日には、1950年から府職員として、1974年からは副知事として蜷川民主府政を支えてきた松尾賢一郎副知事が辞表を提出しました。京都大学経済学部時代は蜷川教授の教え子でした。しかし、辞任後は林田府政のもとで府の外郭団体の役員に就任し、民社党の永末国会議員の後援会長にもなりました。林田知事、松尾副知事はともに海軍経理学校の同期で、永末氏も海軍主計畑出身で絆の強さが示されています。川上博司（元府職労委員長）によると「林田府政の人事は、一に海軍、二に三高、三・四はなくて、五に舞中」と当時の府庁人事を紹介しています。

京都府職労は憲法垂れ幕の撤去を受けて、翌日17日に「タレ幕は撤去できても、府民の心につちかわれてきた憲法の問題は不滅である」との抗議声明をだしました。

自民党林田知事の初仕事は、府庁から憲法をなくすこと、上意下達の庁内運営を強権的に進めること、職員に知事への忠誠を迫ることでした。その結果、府政の主人公が住民から財界に変わり、暮らし優先の府政から開発型行政へと大きく舵をきることとなりました。

京都府知事選挙が戦われています。40年を経て今なお「憲法を暮らしの中に生かす」かどうか問われています。



憲法垂れ幕が降ろされた日 1978年4月16日

交 流 の 広 場

南部自治体学校

日時:2月25日(日)14:00~17:00

場所:JR宇治駅前市民交流プラザ

「ゆめりあうじ」4階会議室1

テーマ:憲法の理念と住民の暮らしを守る
自治体の役割

講演:「日本国憲法と地方自治」
~明治150年キャンペーンの中で考える

講師:本庄豊氏

(宇治城陽久御山地区労働組合協議会
議長、立命館宇治中学校・高等学校教
諭、立命館大学兼任講師)

報告:

1「日本中に輝いた憲法行政一京都府に
おける憲法普及活動一」

梶田富一氏(元京都府広報課課長補佐)

2 広がる格差と貧困、いのちと暮らしを守る
運動など(予定)

南部自治体学校

憲法の理念と 住民の暮らしを守る 自治体の役割

戦前の市町村は、大日本帝国憲法のもとで、天皇を頂点とする中央集権体制のもと組織として、住民を兵士として動員して戦争に送ることを、住民を戦争に動員するために、大きな役割を担っていました。

その反省をふまえ、日本国憲法本文「第1条」の「君の行為はすべて再び戦争の惨禍を起さざらんとす」という約束が示され、第95条の「戦争の放棄」とともに第96条「地方自治」が位置づけられました。

今日の学では、安倍政権による改憲の危険な動きがすすむ中で、あらためて戦後の歴史を通してた憲法の理念をふたでみ、憲法を生かした自治体づくりについでに学び交流します。

講演
日本国憲法と地方自治
~明治150年キャンペーンの中で考える

講師 本庄 豊氏
宇治城陽久御山地区労働組合協議会議長、立命館宇治中学校・高等学校教諭、立命館大学兼任講師

報告
①「日本中に輝いた憲法行政一京都府における憲法普及活動一」
梶田 富一氏(元京都府広報課課長補佐)
② 広がる格差と貧困、いのちと暮らしを守る運動など(予定)
※会場・設備などから

2月25日(日) 14:00~17:00
参加費無料
JR宇治駅前市民交流プラザ「ゆめりあうじ」
4階会議室1 宇治市宇治里59 (JR宇治駅すぐ横)
主催 南部自治体学校実行委員会 TEL 075-241-0781 e-mail kyoto@kyoto-jichiken.jp
協賛 一般社団法人 京都府議会連合会

手のひらに憲法プロジェクト

URL <http://www.pocketkenpo.com>



<ポケット憲法のお申込み>

Mail info@pocketkenpo.com

電話 075-211-1161 FAX 075-708-7042

憲法、手に取ってみませんか
読んでみませんか
考えてみませんか

生きること、日々の暮らし、戦争と平和
日本国憲法には何が書かれているのでしょうか？
私たちひとりひとりが憲法をより深く理解するために、
「手のひらに憲法プロジェクト」は始まります。

2018バイバイ原発3・11きょうと

と き 3月11日(日)午後1時開場

デモ出発3時~

ところ 円山公園音楽堂

スピーチ 原発賠償京都訴訟原告団

菅野みずえさん(福島県浪江町からの避難者)

3・10さよなら原発北部集会in福知山

と き 3月10日(土)12時30分開場 3時デモ

ところ ハピネス 4F ホール

スピーチ 山本雅彦氏(原発問題住民運動福井
嶺南センター事務局長)

大西一三氏(園部町大河内地域
エネプロジェクト代表)

環境破壊を許さない京都府政を

南山城村の自然を守る会 橋本洋一

南山城村におけるメガソーラー開発計画は、手続き条例の最終段階を迎えています。昨年2月に提出した住民90名の意見書に対する会社の見解書が12月末に環境影響評価報告書と共に公表されました。

見解書(回答)、環境アセス報告書ともに膨大な量ですが、その内容は住民意見を一部取り入れるポーズをしたものの、開発を正当化し、有り難く受け入れよと言わんばかりのひどいものでした。

あとは、見解書に対する村長の意見表明とそれへの会社の態度表明で手続きは終了し、本申請に続く森林審議会の審議を経て知事が認可の可否を判断するという段階にきました。

住民は今、見解書と環境アセス報告書に対して再度意見を提出し、開発計画中止を求めることと併せて村長、京都府の“開発不許可”の判断を求めて運動を強化しています。

そもそも80haもの広大な山林の木を伐採して用地を造成し、36万枚のパネルを敷き詰め、37.5MWもの電力を売電するという近畿でも最大級の発電所を住民の十分な合意を得ないまま(村人口の3割を占める月ヶ瀬ニュータウンとの合意は未締結)開発を認めることなどあり得ない話です。

住民との合意が出来てない事業を行政は認めるべきではありません。

この点では村と京都府の責任は重大です。村長は、「認可・不認可は『京都府が決めることで村がとやかく言う立場に無

い。』として村民の声には耳を貸そうとせず事実上開発を容認しています。

京都府は「開発は自然破壊だ。環境アセスを実施させよ。」との住民の声に押されて環境影響評価条例の一部改正をしました。しかし、その内容は75ha以上はアセス実施義務、50ha以上は府の判断で実施、不実施を決める、50ha以下はアセスなしというもので全く不十分なもの です。他県と比べても甘い内容です。

全国的にメガソーラー開発が進む中で問題が噴出していますが京都府は規制の遅れが目立っています。

平成25年に京都エコ・エネルギー戦略が策定され再生可能エネルギーの最大限の拡大が方向付けられました。会社はそれを根拠に開発計画を立てていますが生産された電力は全量中部電力に売電され、京都府のエネルギー政策には無関係で環境破壊、災害への不安などのみが地域に残されることになります。もし認可されるならこれは失政と非難されても当然でしょう。昨春から実施の森林税も「税を取られて森を壊され、踏んだり蹴ったりや」と不満の声がしきりです。

折しも4月は知事選挙。開発と環境保護の問題は府政の課題のひとつです。大企業言いなりの開発でなく住民の意思や京都議定書以来の環境保護を大切にする府政のあり方が問われています。府政転換に大きな力を。

『漫画 君たちはどう生きるか』

(マガジンハウス 吉野源三郎 著、羽賀翔一 イラスト 2017年8月 1,404円)

80年前に児童書として刊行された「君たちはどう生きるか」が、いま漫画化され100万部を超えて大ヒットしています。多くの青年に読まれているようですが、何が若い人たちの心を捉えたのでしょうか。

私が文庫版「君たちはどう生きるか」に出会ったのは20歳の時。生きづらい社会といわれるなかで、働くという意味や生き方を学ぶことの喜びや感動に出会ったときに、周りの大人に勧められて読んだ一冊でした。15歳の少年コペル君が天動説から地動説というコペルニクス転換で、ものの見方考え方を発見し成長していく姿に自分を重ねました。

自分の生活を中心にしたものの見方や考え方から、物事を鳥瞰して、あるいは複眼的に、世界観や社会観を学ぶということは、生きていく力であり知恵だと言えます。それは今でも大切にしている視点です。また、私の「本好き」のきっかけにもなった文庫本でもあったと思い返します。鮮明に記憶しているのはコペル君の「人間分子の関係、網目の法則」（生産関係）の発見…トンデモナイ中学生です。「コペル君からマルクス君に成長しとるやないか！」と。これが漫画にも描かれていることには懐かしさもあり思わずニヤリ。

さて、私の娘もコペル君と同じ年になります。この漫画を買うきっかけは云うまでもなく娘に読ませたいと思った親バカ精神。私自身も周りの青年たちに対して「叔父さん」のような姿勢で、その成長可能性に信頼をおいて向き合わなくてはなりません。

この本が書かれた1937年という時期は、盧溝橋事件の年であり、日本が日中戦争へと突き進んでいった年でした。世界ではヒトラーが政権につき、ファシズムが台頭し、第二次世界大戦の道へ突き進んでいきます。文庫版のあとがきには「こうした時勢を考えて（刊行が）計画された」とあります。軍国主義の時代に、言論や出版の自由が制限され、労働運動や社会主義運動が激しく弾圧された時期。著者の吉野源三郎さん自身も、この本が書かれる前の1931年に治安維持法違反によって検挙された経験を持ちます。そのような時期に、「偏狭な国粹主義や反動的な思想を越えた、自由で豊かな文化のあること」を未来を担う少年少女たちに訴えるために児童書として世に出されたと言います。

今、日本が「二度と戦争はしない」と誓った日本国憲法を投げ捨てようとしていて、「戦争」という、きな臭さが現実のものとして迫っている時に、多くの青年の目の前には、非正規という働き方や、長時間労働、過労死の危機と隣り合わせの生活があります。その時代に、ハウツー的自己啓発本ではなく、「君たちはどう生きるか」がヒットしているというのです。コペル君が問いかけるようです。この時代に「私たちはどう生きるのか」と。



「春はもうすぐそこに」京都御苑の梅

久しぶりに青空の広がった2月17日、京都御苑の南西域にある梅林を散策しました。京都御苑は明治の初めごろまで約140軒の公家屋敷が立ち並んでいましたが、明治天皇の東京移転にともない荒廃しました。昭和24年に国民公園になり、梅林、桃林、桜林なども造成されるなど整備がすすみ、今では「歴史の宝庫」であるとともに「自然の宝庫」にもなりました。ちなみに、現在までに確認されている種類数は、植物は719種（そのうち樹木141種）、きのこ418種、野鳥121種、蝶60種、とんぼ42種といわれています。



<写真①梅の花>

梅林には約200本の梅の木があります。主に昭和20年代に 京都各地の神社から譲り受けた穂を接ぎ木で育てたものだそうです。梅は春を告げる花といわれていますが、蕾ははちきれんばかりで木全体が赤く見えるものの、花は一本の木に一つ見られる状態で、あと数日で開花の状態でした。梅林の南側の1本の紅梅と4本のロウバイはすでに開花していました。近くによるとよい香りがします。清楚なかわいい花が風に揺れる風情もいいものです。多くの方が写真を撮っていました。梅林の見ごろは2月下旬から3月中旬で、3月下旬にはモモ・サクラとともにモクレンの華麗な花も梅林近くで見られるそうです。梅の花の「花ことば」は、赤い花は「優美な人・優雅」、白い花は「気品・澄んだ心」、桃色の花は

「清らかさ」とされています。見ごろの時期に再度おとずれて、その言われを実感してみたいと思います。



<写真②白雲神社>

梅林の東側には京都御苑内にある3神社の内の一つ、白雲神社があります。1224年に、鎌倉初期の公家、西園寺公経（藤原公経）が、現在の金閣寺の付近に西園寺を建立した際、妙音堂というお堂を建てたのが始まりで、江戸時代に、西園寺家の邸内に移築されて西園寺家の鎮守社となったものだそうです。「立命館大学」は、明治2年(1869年)、西園寺公望が、現在神社の残る西園寺家の邸内で開いた私塾「立命館」の名を、公望の秘書官であった中川小十郎のちに設立した大学に引き継いだものであると知りました。

南西入口（間ノ町口）から帰るとき、入口にある捨翠亭のツバキ生垣にわずかに咲く赤と白のツバキの花を発見しました。ツバキは晩冬～春に咲く植物ですので、2月中旬ともなるとその花を見る機会は少なくなります。ツバキの花言葉は「控えめな素晴らしさ」「気取らない優美さ」「気取らない魅力」とされ、背伸びをしていない、心のままの美しさを表わすとされています。温暖帯で暮らしているツバキにとって、京都の冬は極寒の地です。それにもくじけず、けなげに咲いているその姿にしばらく会えない一抹の寂しさを覚えつつも、自然の春はすぐそこに来ている証でもあることを実感しました。

事務局通信

●年報第11号(18年5月末発行予定)論文募集●

☆特集テーマ:「憲法と地方自治」 ☆締切り:2018年4月15日

- ・会員であればどなたでも投稿できます。特集テーマ以外でもかまいません。
- ・投稿種類:研究・討論・調査レポート、動向、資料、書評(投稿規定・執筆要項あり)

京都府自治体問題研究所の「年報」投稿規定(08年12月16日策定)

1. 本誌への投稿は、原則として京都府自治体問題研究所の会員とします。
2. 投稿原稿は、未公開のものに限ります。本誌に掲載された論文等を他の雑誌等に投稿することは原則出来ません。
3. 投稿できる種類は、研究・討論・調査、動向、資料、書評です。
4. 投稿原稿は、編集委員会が掲載の可否を審査することがあります。
5. 論文等の出力形式は、ワードかテキスト形式とします。A4用紙に38字×35行の横書きとし、データとコピー1部を提出していただきます。
6. 執筆要項は下記によります。
 - ①原稿は、24,000字以内とします(18P以内、図表・注を含む)。ただし、書評は4,000字前後とします。
 - ②論文等の構成は、論文題目、著者名、著者所属、本文、本文注、文末引用文献とします。
 - ③文章は原則として、当用漢字、現代かなづかいを使用し、句読点は「、。 」とします。数字は原則として算用数字を使用します。
 - ④項目区分は、I、1、(1)、1)、①とし、図表は図1、表1とし、キャプションは図表の上に書いて下さい。図表の位置は指示してください。
 - ⑤注記は通し番号1)とし、文末注にします。引用文献は、(京都[2008] P.5の形にしてください。参考文献の表記は、通常表記とします。

60th ツキイチ土曜サロン

- ・開催日 3月17日(土)
- ・時刻 14:00～
- ・場所 京都府自治体問題研究所
- ・報告 藤井功さん

<今月の本>

「デモクラシーは、仁義である」
角川新書 岡田憲治 864円

民主主義は基本、出来が悪い。だが、ヒットラーの言いなりになる人生は良くない。だからこそ、自分も他人も説得できる民主主義は大事と言える理由を人は知りたいのだ! 出来の悪い制度に絶望しない付き合い方を示す(角川書店)。

京都府自治体問題研究所の月報「暮らしと自治・京都」18年2月号の「私の本棚」で報告者本人が内容を紹介しています。

お気軽に参加下さい 参加自由、事前申込み不要

第5回理事会 3月13日開催

第5回理事会は2018年度事業計画・予算案を議論し確定します。

- 住所変更等のご連絡はお早めに
会費 及び「住民と自治」誌購読料
が未納の方は3月末までに納入を

当研究所の会計年度は3月末ですので、会費・購読料が未納の方、3月末までの納入、よろしくお願いします。